

雫石町分別収集計画 (第 11 期)

令和 7 年 9 月

雫 石 町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

雫石町分別収集計画

1 計画策定の意義

国の経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、町民の生活様式の多様性や利便性の向上に貢献した一方、一般廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の社会問題を発生させた。

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済及びライフスタイルを見直し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成していく必要があり、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当町においては焼却施設が老朽化したため、岩手県ごみ処理広域化計画に則するものとして、平成19年度からは資源物を除く一般廃棄物を滝沢市に委託し、平成22年度には雫石・滝沢環境組合（現滝沢・雫石環境組合）を設立して、共同処理を行っている状況にあり、平成14年度には、循環型社会の形成に向けて、雫石清掃センター（現しずくいしリサイクルセンター）内に整備したストックヤードを活用し、資源物の分別収集に取り組んでいる。

現在の廃棄物行政を取り巻く環境としては、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として、プラスチックごみの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、現行で分別収集しているプラスチック製容器包装に加え、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に明記されたところである。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づき、一般廃棄物の大きな割合を占め、かつ再生資源として利用が可能な容器包装廃棄物を分別収集することにより、一般廃棄物の総排出量や最終処分量の減量化、リサイクル率の向上等を図る目的で、町民（分別排出）・事業者（再商品化）・行政（分別収集）とそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することによって、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

また、本計画の策定意義は、容器包装廃棄物の3R（リデュース〈発生抑制〉、リユース〈再使用〉、リサイクル〈再生利用〉）の更なる推進により、一般廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、温室効果ガスの削減など、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を基本とした地域社会づくりの推進を図る。

- (2) 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷低減の促進を図る。
- (3) 分別収集の推進によるリサイクル率の向上を目指す。
- (4) ごみの資源化推進に適した処理施設及び処理体制の整備に努める。

3 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、法に基づき3年ごとに見直されることとして、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく、製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	580t	574t	569t	563t	558t
製品プラスチック			2t	2t	2t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者及び町がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力及び連携を図り、推進する。

また、地域のコミュニティ組織や女性団体、老人クラブ、子ども会等との会議等の機会を捉え、容器包装廃棄物減量の意識啓蒙を図る。

(1) 環境学習（教育）、啓発活動の充実

町民及び事業者に対し、学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境学習やごみ処理施設の見学、産業まつり時の「環境展」等、環境関連イベントの開催などのあらゆる機会において、廃棄物の排出が増えることに伴い、ごみ処理に係る経費が増加する現状を周知するなどして、環境への関心を深めてもらう。

さらに、広報誌、ホームページ及び「ごみと資源の分け方・出し方カレンダー」等により、ごみの排出抑制、分別排出、異物や汚れが付着したものを排出しないよう、ごみの適切な出し方、再生利用の意義と効果及び温室効果ガス削減による環境負荷の低減等を周知するなど、環境学習（教育）及び啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制と自主回収の促進

エコショップいわて認定制度の推進により、スーパー等の小売店での商品包装の簡素化を推進するほか、消費者のマイバッグの持参や店頭における資源物の自主回収を促す。

(3) リサイクル型商品や再生品の利用

リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用を呼び掛ける。

(4) 集団資源回収奨励金の交付

ごみの減量化と資源のリサイクルを推進するため、集団資源回収事業に取り組む子ども会や自治会等の団体に対して、奨励金を交付する。

(5) ごみ集積所及び資源ごみストックヤードの整備に対する支援

地域におけるごみ集積所及び資源ごみストックヤードの新築、改築に係る事業費への補助により、施設整備の推進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

現行の分別区分を基本として、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類、収集に係る分別の区分は次のとおりとする。

なお、基本的な収集方法としては、町が事業者へ委託し収集する市町村収集と子ども会や自治会等の団体が実施する集団資源回収の2種類となる。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分			
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶			
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <table style="border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table> </div>	無色のガラス製容器	茶色のガラス製容器	その他のガラス製容器	ガラスびん
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック			
主として段ボール製の容器	段ボール			
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装			
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル			
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装			
※令和10年度から 主としてプラスチック製であって上記2項目以外のもの	製品プラスチック			

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

品目	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
スチール製容器	24.0		24.0		24.0		23.0		23.0	
アルミ製容器	28.0		28.0		28.0		28.0		27.0	
無色のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	44.0		43.0		43.0		43.0		42.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	44.0	0.0	43.0	0.0	43.0	0.0	43.0	0.0	42.0	0.0
茶色のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	57.0		56.0		56.0		55.0		55.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	57.0	0.0	56.0	0.0	56.0	0.0	55.0	0.0	55.0	0.0
その他のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	19.0		18.0		18.0		18.0		18.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	19.0	0.0	18.0	0.0	18.0	0.0	18.0	0.0	18.0	0.0
飲料用紙製容器包装 (アルミ使用なし)	3.0		3.0		3.0		3.0		3.0	
段ボール	67.0		66.0		66.0		65.0		64.0	
その他の紙製容器包装	合計		合計		合計		合計		合計	
	10.0		10.0		10.0		10.0		10.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0
ペットボトル (飲料又はしょうゆ等用)	合計		合計		合計		合計		合計	
	42.0		42.0		42.0		41.0		41.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	42.0	0.0	42.0	0.0	42.0	0.0	41.0	0.0	41.0	0.0
その他のプラスチック製 容器包装 (白色トレイを除く)	合計		合計		合計		合計		合計	
	10.0		10.0		10.0		10.0		10.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0
白色トレイ	合計		合計		合計		合計		合計	
	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
製品プラスチック	合計		合計		合計		合計		合計	
	0.0		0.0		2.0		2.0		2.0	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込み

$$= \text{推計人口} \times \text{年間一人1日当たりの排出量}$$

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
14,733人	14,589人	14,445人	14,301人	14,158人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うものとし、容器包装廃棄物の分別区分ごとの分別収集実施者は、次のとおりとする。

また、子ども会や自治会等において実施する集団資源回収事業による回収については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施するものとする。

容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運 搬段階	選別・保管 等の段階		
缶	スチール製容器	缶類	町（委託業者）による定期回収及び集団資源回収	滝沢・雫石環境組合（雫石リサイクルセンター） 民間事業者		
	アルミ製容器					
びん	無色のガラス製容器	びん類				
	茶色のガラス製容器					
	その他のガラス製容器					
紙	飲料用紙容器	紙パック				
	段ボール	段ボール				
	飲料用紙容器、段ボール以外の紙製容器包装	その他紙				
プラス チック	ペットボトル	ペットボトル			町（委託業者）による定期回収	滝沢・雫石環境組合（雫石リサイクルセンター）
	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	その他プラ				
	製品プラスチック	製品プラ				

※製品プラスチックについては、令和10年度から分別収集の予定。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集される容器包装廃棄物の選別や圧縮、保管を円滑に行い、容器包装廃棄物の資源化を推進するため、滝沢・雫石環境組合雫石リサイクルセンターの不燃物処理施設及びストックヤード、圧縮梱包設備の機能の維持を図るものとする。

容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール製容器	缶類			自動選別 圧縮・保管
	アルミ製容器				
びん	無色のガラス製容器	びん類	透明・半透明の袋		手選別 保管
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙	飲料用紙容器	紙パック	紙紐梱包・ 紙袋	パッカー車、 トラック	手選別 保管
	段ボール	段ボール			
	飲料用紙容器、段ボール以外の紙製容器包装	その他紙			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明の袋		手選別 圧縮・保管
	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	その他プラ			手選別 保管
	製品プラスチック	製品プラ			

※製品プラスチックについては、令和10年度から分別収集の予定。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・適切にリサイクルできるよう缶やびん、ペットボトルは洗って排出するなど、排出時における適正な分別排出の徹底により、資源化率の向上と中間処理施設の負担軽減に努める。
- ・子ども会や自治会等による集団資源回収事業を促進するため、取り組む団体に対して奨励金を交付する。
- ・容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるために、町民及び事業者との対話を進めるほか、普及啓発活動を通じて出された意見や要望を反映させ促進する。